

平成24年8月24日

平成24年 第8回

東大和市教育委員会定例会会議録

東大和市教育委員会

平成24年第8回東大和市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 平成24年8月24日（金曜日）午後2時00分～午後3時05分

2. 場 所 東大和市役所会議棟第6・7会議室

3. 出席委員 1番 鈴木敏彦（委員長）

2番 小泉美佐子

3番 土田 豊

4番 武石修一郎

5番 真如昌美（教育長）

4. 欠席委員 なし

5. 説明職員

学校教育部長 阿部晴彦 社会教育部長 小俣 学

学校教育部
参事兼
指導室長 石井卓之 学校教育課長 田代雄己

建築課長兼
教育施設担当
副参事 堂垣隆志 給食課長 梶川義夫

統括指導主事 岡田博史 社会教育課長 村上敏彰

社会教育部
副参事
(国体準備
担当) 高橋宏之 中央公民館長
兼狭山
公民館長 乙幡正喜

中央図書館長 野口 弘

6. 書 記

庶務係長 福 嶋 まゆ美 主 事 谷 本 惇

○議事日程

第 1 会議録署名委員の指名

第 2 教育長諸務報告

第 3 第 36 号議案 東大和市学校給食基本計画（案）について（諮問）

第 4 第 37 号議案 東大和市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

第 5 その他報告事項 （1）東大和市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例に基づく、長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の改正について

（2）東大和市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例並びに東大和市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則に基づく、遺族補償年金、障害補償年金、障害補償年金前払一時金又は遺族補償年金前払一時金の額に乗ずる率の改正について

（3）第 43 回市民体育大会ふれあい運動会について

（4）郷土博物館の臨時休館について

（5）スポーツ祭東京 2013 東大和市実施本部の設置について

（6）東京都の「いじめ実態把握のための緊急調査」の集計結果について

◎開会の辞

○鈴木委員長 ただいまから、平成24年第8回東大和市教育委員会定例会を開催いたします。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○鈴木委員長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員は土田委員にお願いいたします。

◎日程第2 教育長諸務報告

○鈴木委員長 日程第2、教育長諸務報告を行います。
教育長。

○真如教育長 それでは、平成24年7月26日から平成24年8月21日までの教育長諸務報告をさせていただきます。

7月26日、木曜日、東京都市教育長会主催の研修会に出席をいたしました。今回の研修は、府中市にある東京自治会館で、東京学芸大学スポーツ科系教授松田恵示先生による「義務教育期間中に何を教えるのか」という講演でございました。

7月27日、金曜日、7月28日、土曜日、第八小学校増築に伴う、保護者・近隣住民への説明会に出席をいたしました。参加された保護者の方々の数は、第1日目が14名、第2日目が17名でありました。保護者と地域の方々を合わせてです。保護者からは、今後さらに児童数が増え、学区の見直しをする必要性が出たときに兄弟が別々の学校に通わなければならないというようなことがないよう、ぜひともご配慮を願いたいという声がありました。

8月2日、木曜日、東京都教育委員会に対しての東京都市教育長会からの平成25年度に向けた予算編成に対する要望事項の提出に都庁まで行ってまいりました。予算要望につきましては、市長会要望との整合性も考慮しながら、東京都市教育長会として23項目について予算要望をしてまいりました。主なものといたしましては、スポーツ祭東京の開催に伴う財源措置の拡充、公立学校の改築、改修に対する補助金制度の拡充、35人学級編制及び少人数指導加配措置の維持・充実、特別支援教育推進のための教員の配置、専門家及び専門職員の配置、学校施設設備

への財源支援などございました。

同日東京都立羽村特別支援学校と東大和市教育委員会共催の講演会に出席をいたしました。講演は、東京都立墨東病院神経科鮎田栄治先生による発達障害とその対応、成人期の支援についてでありました。

8月3日、金曜日、教育委員懇談会に出席をいたしました。学校のいじめ問題について、東大和市の状況及び都教委の行った調査結果など、指導室からの説明があった後、各委員ほか事務局職員も交えて意見交換を行いました。

8月5日、日曜日、子どもボウリング教室開会式及び閉会式に出席いたしました。募集定員50名を大きく超える169名からの応募があり、最終的には予定数を若干増やし64名の参加者を受け入れ実施いたしました。プロボーラーからわかりやすくボウリングの知識、それから技能の教えを受けた子供たちはボウリングを楽しみ、最後に学年ごとの優勝者に私から東大和市教育委員会トロフィーを渡し、子供たちは満足げに帰っていきました。

8月8日、水曜日、東京都市教育長会定例会に出席をいたしました。東京都教育庁への予算要望が終わったことについて、26市の教育長に対し報告をいたしました。

8月9日、木曜日、東大和市青少年問題協議会に出席いたしました。初めに、尾崎市長から私に対しまして東大和市青少年問題協議会委員としての委嘱状の交付がありました。引き続き協議に入り、東大和警察生活安全課から、管内における青少年の動向についての説明があり、続いて、私から東大和市のいじめ問題の状況と対応について説明をした後、協議を行いました。各委員から活発なご意見が出されまして、終了後、参加した委員からは、大変充実した会になったという声が聞かれました。

8月11日、土曜日、国際交流講演会及び懇親会に出席をいたしました。この国際交流講演会は、東大和市議会超党派の議員グループによって企画運営された講演会で、当日はフランクフルト日本国総領事ほか重枝豊英総領事による国際交流推進にかかわる講演と、テーブルコーディネーター手島麻記子様による食と国際交流にかかわる話を伺いました。

8月16日、木曜日、東大和市学校給食基本計画（案）の市民への夜の説明会に出席をいたしました。平成20年より検討を進めてきた東大和市学校給食基本計画がここで一定の方向性を示すことができるところまできたことから、市民に対し

て市としての考え方や今後の取り組みを説明いたしました。参加者は12名で、質問や意見の主な内容は、桜が丘市民運動場を使用している方から、建設中、建設後の利用についての質問が多くありました。

8月17日、金曜日、第8回平和市民のつどいに出席いたしました。本年度は社会教育の努力によりまして、変電所の中にテレビを設置し、銃撃を受けた変電所に関する紹介映像を流すなど、市民の方々にさまざまご覧いただきました。また、東大和市少年少女合唱団の合唱ほかの披露がありました。

8月19日、日曜日、東大和市学校給食基本計画（案）の市民への説明会、第2回に参加いたしました。当日は8名の参加で、質問やご意見の内容は、東大和市学校給食基本計画（案）の内容の表記の仕方や、建築のスケジュールなどについてのご意見が多くありました。

8月21日、火曜日、定例校長会に出席いたしました。あいさつの中で、いじめ根絶に向けた取り組みの基本方針などを紹介しながら、一層の心の教育の充実をお願いいたしました。

以上でございます。

○鈴木委員長 教育長諸務報告が終わりました。

ただいまの報告について、ご質疑等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

（発言する者なし）

○鈴木委員長 教育長諸務報告を終わります。

◎日程第3 第36号議案 東大和市学校給食基本計画（案）について（諮問）

○鈴木委員長 日程第3、第36号議案 東大和市学校給食基本計画（案）について（諮問）について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

（書記朗読）

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○真如教育長 ただいま議題となりました第36号議案 東大和市学校給食基本計画（案）について（諮問）について、設定理由並びに内容についてご説明を申し上げ

げます。

本件は、東大和市学校給食基本計画を策定するに当たりまして、東大和市学校給食センター運営委員会規則第2条に基づき、東大和市学校給食センター運営委員会に諮問するものであります。本件の東大和市学校給食基本計画（案）につきましては、平成22年に東大和市学校給食センター運営委員会から提出された東大和市学校給食計画（案）についての最終答申及び東大和市学校給食計画をもとに、具体的な施設設備や運営についての考え方を示したものでございます。

東大和市学校給食計画は、平成24年7月6日開催の東大和市教育委員会臨時会においてご承認をいただき、平成24年7月19日市議会全員協議会における説明を経て、翌7月20日付で策定したものであります。東大和市学校給食基本計画（案）の概要についてご説明をいたします。

冒頭に基本計画の骨子、スケジュール、事業経費を示しております。内容といたしましては、東大和市学校給食計画に示されたものと同様であります。

次に、東大和市学校給食の基本理念、基本方針をお示ししております。内容は、学校給食法や食育基本法に基づき、安全で安心な学校給食の提供、魅力的な学校給食の提供、生きる力を身につけるための食育の推進、学校給食の安定的な提供の4つの基本理念及びそれぞれの基本理念を実現するための基本方針であります。

次に、東大和市学校給食の現状と課題をお示ししております。施設設備の老朽化及び施設が狭いことにより個々食器が導入できないことや、学校給食衛生管理基準への対応が十分でないことなどの課題をお示ししております。

次に、施設設備と運営の考え方をお示ししております。給食方式につきましては給食センター方式を採用することとしております。

建設用地につきましては、桜が丘市民広場の一部とすることとしております。

整備方式につきましては公設方式を採用することとしております。

新しい給食センター設置の概要といたしましては、1. 学校給食衛生管理基準に適合した施設とすること。2. アレルギー対応が可能となる施設とすること。3. 個々食器に対応できる保管スペースを確保すること。4. 施設見学、試食会等の受け入れ可能な施設とすること。5. 作業効率、エネルギー効率、経済効率の高い施設とすること。6. 災害時に炊き出しの対応が可能な施設とする。以上の6点をお示ししております。

なお、東大和市学校給食基本計画（案）につきましては、平成24年8月16日及

び8月19日に市民説明会を実施しております。

詳細につきましては、学校教育部長からご説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○鈴木委員長 学校教育部長。

○阿部学校教育部長 それでは、お手元の資料に基づきましてご説明を申し上げます。

表紙の裏、目次をご覧ください。計画（案）の構成は、はじめに、I番として、東大和市学校給食基本計画、II番目として、東大和市学校給食の基本理念・基本方針、III番目として、東大和市学校給食の現状と課題、IV番として、施設整備と運営の考え方、その後に資料をつけてございます。

1ページをお開きください。「はじめに」の上から6行目にはございますが、子供たちの生きる力の基盤となる食生活の充実、望ましい食習慣の形成に学校給食が果たす役割は非常に大きく、重要な教育課題として位置づけておりますとうたっております。

2ページをお開きください。I東大和市学校給食基本計画であります。1は基本計画の骨子でございます。（1）今後も小中学校全15校の児童・生徒へ完全給食を提供します。（3）の①新しい学校給食センター1施設を建設し、平成28年4月からの稼働予定としております。（3）の②桜が丘市民広場約1万4,520平米のうち、東側の部分約3,100平方メートルに建設します。（3）の③最大調理能力は8,000食とします。（3）の④現在の学校給食センターでは満たされていない学校給食衛生管理基準を遵守したものといたします。（3）の⑤長年の市民の願いであります個々食器を導入します。（3）の⑥食物アレルギーのある児童・生徒に対応できる専用のアレルギー室を設けます。（4）新たな学校給食センターの運営に当たりましては、今後民間活力の導入を含めたあり方を検討します。（5）現在2箇所にはございます学校給食センターは役割を終えますので廃場したいと考えております。

2のスケジュールであります。来年1月から3月までのうち約2箇月間地盤調査を実施したいと考えております。その際は、利用者の皆様方にはご迷惑をおかけすることになりますが、桜が丘市民広場の東側、現在B面として使われている部分までは一時的に使用できなくなることがございます。その後は平成25年度

に設計、平成26年度から27年度にかけて建設、平成28年4月の稼働を予定しております。

3の事業経費は、概算でございますけれども、約25億3,200万円と試算しております。

3ページをお開きください。Ⅱ東大和市学校給食の基本理念・基本方針であります。学校給食の目標を定めております学校給食法、そして4ページには食育基本法の考え方や市の計画、上位計画における位置づけなどを示しております。

6ページをお開きください。4は東大和市学校給食の基本理念・基本方針であります。1安全で安心な学校給食の提供であります。学校給食衛生管理基準を遵守した調理環境を確保するものであります。また、食物アレルギーのある児童・生徒への対応の充実に努めます。

2の魅力的な学校給食の提供であります。季節の食材や地場農産物を取り入れ、メニューの組み合わせを工夫することにより、より魅力ある献立づくりを進めます。

3の生きる力を身につけるための食育の推進であります。学校給食を生きた教材として積極的に活用し、児童・生徒の食に関する理解を深め、自己の健康管理に必要な食を選択する力を養うための食育を推進します。

7ページをご覧ください。4学校給食の安定的な提供であります。学校給食を安定的に提供するために、合理的で効率的な施設整備、そして運営を行います。

8ページをお開きください。Ⅲ東大和市学校給食の現状と課題であります。1の東大和市学校給食の現状であります。2箇所ございます学校給食センターは開設から40年前後経過しております。2の東大和市学校給食センター施設の概要であります。現在の2箇所のセンターで1日約7,300食、年間で約130万食を提供しております。

9ページをご覧ください。3の施設・設備における課題であります。老朽化のほか、(1)の①施設が狭いことから調理機器の設置や保管スペースが足りず、献立が制限されております。

10ページをお開きください。②施設が狭いことから個々食器の導入が実現していません。(2)施設・設備が老朽化していることから、修繕、工事に多大な経費を必要としております。(3)学校給食衛生管理基準への対応が十分な状況にはございません。

11ページをお開きください。下から3行目にありますが、現在の学校給食センターは、2箇所とも多くの課題が存在しております。このため、施設の建て替えを行い、課題を解決し、改善していく必要があると考えております。

12ページをお開きください。4は学校給食に関する経緯であります。今までの経緯や基本計画（案）などにつきましては、市のホームページにも掲載しております。

16ページをお開きください。2建設用地の決定であります、（1）用地の選定は、上から5行目のとおり、現在の2箇所の学校給食センターの土地に新たに給食センターを建設することは困難なため、新たな場所に建設することといたします。表の下1行目でございますが、新たな用地を取得するには大きな経費が必要となります。このため、市が所有している市有地に建設する方法を考えてまいりました。候補地につきましては桜が丘市民広場以外の用地も検討しましたが、用途地域や既に他の用途が決まっているなどの事情から難しいと判断し、一番下の行にあるとおり桜が丘市民広場の一部に建設することにいたしました。

17ページをお開きください。（2）桜が丘市民広場の概要を示しております。中ほどをご覧ください。桜が丘市民広場に建設することのデメリットは、現在A B 2面設置されているうちの1面が使用できなくなるなど、スポーツの利用に一部制限が加わる点でございます。この点につきましては、桜が丘市民広場について、スポーツ利用と給食センターの建設との両立を可能とすることを考慮し、給食センターの面積を約3,100平米としております。この点につきましては、平成22年2月当時は約3,500平方メートルを予定しておりましたが、財政状況や学校給食センターの建設用地がまだ確定していない状況にあったため、その後事業化には至らず、昨年11月再び桜が丘市民広場の利用団体に説明を開始いたしました。一部の利用団体からは、給食センターの候補地の面積を縮小してほしいとの要望が出されました。その後検討した結果、平成24年6月に候補地の面積を何とか縮小することが可能となりました。桜が丘市民広場に建設することのメリットは、①工業地域であるため建物施設の性質上工場に位置づけられる学校給食センターの建設にふさわしい点などであります。

18ページには配置図を掲載しております。上側が北側となります。桜が丘市民広場の東部分、この図では右側でございますが、約3,100平方メートルございますが、ここを新たな給食センターの建設用地といたします。

21ページをお開きください。4の新給食センター建設の概要であります、
(1) 学校給食衛生管理基準に適合した施設とする。(2) アレルギー対応が可能な施設とする。(3) 個々食器に対応できる保管スペースを確保する。

22ページをお開きください。(4) 施設見学・試食会等の受け入れが可能な施設とする(5) 作業効率、エネルギー効率、経済効率の高い施設とする。(6) 災害時に炊き出しの対応が可能な施設とする。以上の点に留意した施設といたします。

23ページをお開きください。5の学校給食衛生管理基準に適合した施設は、適合させるためのポイントを整理したものでございます。

24ページをお開きください。6のアレルギー対応のあり方は、下から6行目にございますが、センターの中に独立したアレルギー室を設け、アレルギー食の提供について、関係機関と調整し、検討を加えてまいります。

25ページをお開きください。7の新給食センターで使用する食器につきましては、表の下にございますが、児童・生徒による取り扱い上の安全性等から、合成樹脂製を採用します。

26ページをお開きください。素材は、着色の問題、でんぷん等が残留する問題等がなく、また傷がつきにくい耐熱ABS樹脂製を採用します。

27ページをお開きください。8の運営方式は、次の28ページの表の下にございますが、今後民間活力の導入を含めて、検討してまいります。

29ページ以降は資料を添付してございます。

以上でございます。

なお、設計を終えた後に工事に入る前に改めて説明会などを開催していく予定でございます。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました、ご質疑があればご発言をお願いいたします。

小泉委員。

○小泉委員 新しい給食センター施設が建設の実現に向けてここまでこぎつけてくださったことに、まずお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。私も一日も早い給食センターの実現を望むところではありますが、もし実現しましたらひとつご検討していただけないかという希望を申し上げたいと思います。これまで生の果物というのはなかなか子供たちに提供しにくかったようですが、東大和市では梨、一般的に多摩湖梨と呼んでいるのでしょうか。それとミカンなど

も、私も子供たちを連れて東大和のみかん狩りに行ったこともあります。今は年数もたつてとても甘い、いいミカンができていているというふうに聞いておりますので、ぜひこういった東大和特産の梨とかミカンを子供たちに食べさせることはできないのかどうか。ご検討いただけたらという希望でございます。よろしく願いいたします。

○鈴木委員長 給食課長。

○梶川給食課長 本日お示しさせていただきました給食計画の6ページに、基本理念の2で魅力的な学校給食の提供ということで、現在残念ながらこの施設で限られた、メニューに制限がかかっている部分がございます。今、委員さんがおっしゃられたように、この果物がその一つでございます。果物を洗って出さなければいけない衛生管理基準がございまして、現在の給食施設にはそれを洗うための三層のシンクというのがないために現在は業者から切っけて入れていただいたリンゴとミカン、ほぼその2つでございます。ですから、新センター建設の折りにはそうしたきちんと衛生基準に対応した機器をぜひ導入させていただいて、果物の種類等も豊富に出せるようにできればと思っております。

以上でございます。

○鈴木委員長 ほかにありませんか。

土田委員。

○土田委員 僕も、ここまでこぎつけられたご努力に大変敬意を表し、大変うれしく思っております。くどいようですけれども、土地の問題はこれで全面解決というか、もともと3,500平方メートルが計画されていましたが3,100平方メートルに狭められてこれで合意を得たということのようすけれども、そのことによって計画されたいろいろな設備が、期待どおりのものになるかどうかという、そういった点についての危惧があります。その点について、説明をお願いしたい。

○鈴木委員長 給食課長。

○梶川給食課長 昨年の11月に再度スポーツ団体の方たちと調整をさせていただきました、先ほど基本計画の説明の中でもございましたが、桜が丘市民広場の利用に制限があるということで、私たちは3,500平方メートルを3,100平方メートルに切る段階においてかなり時間をかけました。と申しますのも、せっかくこれから何十年と使い続ける施設ですので、造ったはいいけれどもいろいろな制限がこれが出てしまつては本末転倒でございますので、そこは十分時間をかけて、3,500

平方メートルと同等というか、本来この基本計画に盛り込みました理念、こちらをきちんとクリアできる施設が3,100平方メートルでも実現できるという判断のもとにこの計画としてお示しさせていただきましたので、3,100平方メートルで機能が損なわれるといったことはございません。

以上でございます。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 文章について、こういう表現がいいかどうかという、こういう表現の仕方しかないのかもしれませんが、21ページに、給食センター施設の説明の中に、汚染区域、非汚染区域というふうに表現されていますが、これはちょっと。読んでいて、食べ物をつくる設備の中に汚染区域があるという表現はおかしいと思いました。驚きました。ここで表されている汚染、非汚染区域というのはどういうところか、まず説明していただいて、もしこれにかわる表現があるかどうか。

以上です。

○鈴木委員長 給食課長。

○梶川給食課長 21ページの文言でございます。汚染区域、非汚染区域というのは衛生管理基準に載っている言葉でございます、この言葉は適切だと思っております。まず、汚染区域、勘違いされてしまうかもしれませんが、汚染区域というのは、食材を調理する前の下処理やその後を上処理といいますけれども、その処理をする段までの作業区域ということでございます。給食を作った後は非汚染区域ということで、調理場で給食を作った後の場所というのは一切下処理室の人が直接入ってはいけないとか、そういった人の導線を区別するためにあえて汚染区域と非汚染区域というふうに使い分けておりまして、調理、下処理、上処理の調理前の区域と調理後、前者を汚染区域、後者を非汚染区域と呼んで、そこを明確に区分けをして、物理的に区分、部屋を区切りましてきちんと行き来ができないようにしまして、行き来をする場合には一定程度手を洗うとか、着替えをすることとか、そういったことをして、食中毒等の防止に努めるための言葉でございます。

○鈴木委員長 ほかにありませんか。

小泉委員。

○小泉委員 9ページのところなんです、新しく建てられます給食センターの耐用年数はどれくらいと考えておられますか。

○鈴木委員長 給食課長。

○梶川給食課長 今度の新センターでございます。こちらは補助金の法律上は、鉄骨の場合には、いろいろあるのですが、大体30年ほどと決まっております。もちろん私たちはこれ以上、当然きちんともたせて、ここで建てる施設でございますので、今現在40年前後経過しておりますので、9ページのところでございます。この表の耐用年数、その下の欄外のところがございますので、この補助金の適正化法によります一つの目安としての耐用年数はこうしたものがございます。この年数をもろろんきちんと大切に使いながら、極力きちんと維持管理をしながら、長期にわたってもたせ続けたいと思っております。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 今、耐用年数という言葉が出たので、これも細かいことですが、25ページの合成樹脂製を採用するということと、強化磁器製というのは破損率が高くて毎年10から20%程度が買い替えが必要となりますということを書いてありますけれども、この合成樹脂製というのはそれが全くゼロなのかどうかということ、片方はパーセンテージで出しているから片方もどの程度もちがいいのかということ、具体的に説明したほうが説得しやすいのではないかと思います。

○鈴木委員長 給食課長。

○梶川給食課長 食器の関係でございます。強化磁器につきましては、瀬戸物のようなものでございますので、ご自宅でお使いいただいているお茶碗のようなものをイメージしていただければ結構だと思います。こちらについては一定程度割れる可能性というのは高いのでこういうふうに表示してございますが、ABS樹脂製が、基本的に今樹脂製のもので割れるというのは余り聞いてはいませんが、何かの拍子で挟んでかなり強い力が加われば決して割れないということではございませんが、圧倒的に破損率というのは強化磁器のほうが高いということをお示ししてございますし、他市の利用状況を聞いても、そういったことで実際導入してありますけれども、強化磁器の一つのデメリットということでよく耳にしておりますので、内容につきましては確認はさせていただきますが、ABS樹脂のほうが、合成樹脂のほうが、絶対割れないとは言い切れないとは思っておりますが、基本的には割れないと思っております。

○鈴木委員長 建築課長。

○堂垣建築課長兼教育施設担当副参事 先ほど耐用年数というようなご質問がござ

いました。9ページの下のほうを見ていただきたいと思います。これは我々学校施設を担当している者もそうですけれども、鉄筋コンクリートの場合には耐用年数何年ですかとか、鉄骨の場合耐用年数何年ですかと言われることがよくございます。下に書いてありますように、耐用年数というより、補助金を導入して施設を建てた場合につきましては、補助金上制限がかかる期間がございます。この年数が一般的に耐用年数という言葉でいわれていますけれども、実際には補助金上制限がかかる年月ということでございます。ここにも書いてあるように、平成13年度予算に係る補助金からは期限が短縮されております。ですから、鉄筋コンクリートも昔は40年とか50年といわれていたのがそれが35年とかそういう短くなっております。これは補助金上自由にできないというようなことで、それを過ぎたからといって、30年とか35年過ぎたからといってもう耐用年数が過ぎているというわけではございませんので、ここは耐用年数というよりあくまでも補助金上制限がかかる年数というようなことだろうと私は考えております。多分、給食センターの補助金の出どころも変わらないと思いますので、学校の校舎と補助金の出どころと変わらないと思いますので、そういうとらえ方をされたほうがよろしいかとは思っております。

以上でございます。

○鈴木委員長 小泉委員。

○小泉委員 今は新しい給食センターを実現させたいということで一丸となって頑張っているのですが、このように30年なり40年なりの期間が過ぎた後、ではどのような対応が必要となってくるのか、対策が必要となってくるのか。そういったところもお考えなのかどうかということです。先ほど食器の質問が出ておりましたけれども、耐熱ABS樹脂製を使ったときの耐久年数が約8年から10年程度ということなんでしょうか。そうしますと、こちら8年から10年たったときにどのような対策を考えておられるのか。そのあたり、長いスパンで見たところをお聞かせいただけたらと思います。

○鈴木委員長 学校教育部長。

○阿部学校教育部長 学校給食センターの建設、建て替えに関しましては、さかのぼりますと平成21年度に教育委員会から諮問をし、東大和市の学校給食センターの運営委員会で最終答申をまとめていただいたという経緯があります。改めまして最終答申の「終わりに」のところに、そこに願いが書いてあるものですから引

用させていただきますと、「新しい給食センターは、今後長きにわたり東大和市の子供たちの生きる力を食生活の面から育てていく重要なものとなっていきます」というようなことがございますので、先ほど30年、40年、その後のあり方ということにつきましては、まずはつくったら大切に使う。長く使える、安全に使えるものにしていきたいという、先ほど課長からもありましたように維持管理をしていきたいと考えております。また、食器に関しましては、当時もサンプルを委員会で実際に手にとっていただいて、いろいろと専門の業者の方にも中立的な立場で強化磁器あるいは現在ABSの樹脂というのはどういうものなのか。その他はどういうものかということで比較検討でいろいろとアドバイスをいただきました。その中では、ABS樹脂の食器につきましても、経過年数からいくと定期的な買い替えの時期というのはくるということがございますので、それは計画的に予算に反映し、適切な時期に買い替えなどができるように今後計画していかなければいけない課題だとは思っております。

以上です。

○鈴木委員長 ほかにありませんか。

私から、今日、東大和市学校給食基本計画（案）が示されましたけれども、本市の学校給食についての積年の課題、特に個々食器やアレルギー対応等々の課題がここで解決できるということで、大変喜んでおります。それから、東日本大震災等のこともあった影響もあってか、災害時の対応についても考えてくださっていると、市民にとっても、子供にとってもとてもありがたいことだと思いました。

それから、公設方式を採用しておりますので、都から栄養士の派遣をお願いできることになりますから、この点については非常に充実した安全な給食センターの学校給食の運営ができるのではないかと考えております。これから民営化の検討に入るかと思っておりますけれども、職員が両センターで95人程度いるようですから、さまざまな課題、問題を含んでいるかと思っておりますけれども、こういう時代でありますから民営化については積極的な検討、導入をすべきだと私は考えておりますので、その点をお願いをしておきたいと思っております。

私からは以上です。

ほかにございませんか。

質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第3、第36号議案 東大和市学校給食基本計画（案）について（諮問）について、本件を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第36号議案 東大和市学校給食基本計画（案）について（諮問）について、本件を承認と決めます。

◎日程第4 第37号議案 東大和市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

○鈴木委員長 日程第4、第37号議案 東大和市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

（書記朗読）

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○真如教育長 ただいま議題となりました第37号議案 東大和市学校給食センター運営委員会委員の委嘱につきまして、提案理由並びに内容について、ご説明を申し上げます。

本件は、東大和市学校給食センター運営委員会規則第4条第1項第8号に基づく委員でありました第十小学校保護者と教師の連絡会前代表の転出に伴う新たな委員の委嘱についてであります。第十小学校保護者と教師の連絡会前代表につきましては、転出された旨第十小学校長より報告がありました。この結果、東大和市学校給食センター運営委員会において第十小学校保護者を代表する意見の反映ができなくなることを防ぐため、東大和市学校給食センター運営委員会規則第4条第1項第8号に基づき、新たに代表に就任した蒔本照江氏に委嘱を行うものであります。任期でございますが、東大和市学校給食センター運営委員会規則第4条第3項の規定により、平成24年9月1日から代表の職にある間でありまして、蒔本氏の住所等につきましては議案書のとおりでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第4、第37号議案 東大和市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第37号議案 東大和市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について、本件を承認と決めます。

◎日程第5 その他報告事項

○鈴木委員長 その他報告事項を行います。

報告事項1、東大和市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例に基づく長期療養者の休業補償及び年金たる補償にかかわる補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の改正について、報告事項2、東大和市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例並びに東大和市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則に基づく遺族補償年金、障害補償年金、障害補償年金前払一時金または遺族補償年金前払一時金の額に乗ずる率の改正について、以上2件は一括して報告をお願いします。

学校教育部長。

○阿部学校教育部長 その他報告事項(1)及び(2)につきまして、ご報告をさせていただきます。

本件は、学校医等が公務上で災害を受けた場合に、その災害によって生じた身体的損害について補償される公務災害補償に関するもので、今回2点の改正でございます。

1件目の(1)は、補償基礎額の最低限度額及び最高限度額についてですが、これは学校医等の公務災害補償の条例の中で、長期療養者の休業補償と年金補償に係る補償基礎額について、受給者に適正な補償額を確保するための最低限度額と最高限度額を定めることとされておりまして、それに基づくものであります。

学校医等の公務災害補償に係る補償基礎額の最低限度額と最高限度額は、人事

院が定める額を考慮して、市長と協議の上教育委員会が定めることになっております。東京都の補償金額に準じて決定しているところであります。

東京都の補償金額と同様の額にすることについて、条例に基づき市長に協議をお願いしましたところ、8月14日付で同意をいただきました。また、市長の同意を得られたことから、同内容につきましては8月17日に告示をさせていただきましたことを本日ここでご報告申し上げるものでございます。

年齢、階層別の改正額につきましては、その他報告（1）の資料の中段にございますので、後ほどご参照いただきたいと思います。

次に、2点目の（2）前年度以前に支給された遺族補償年金等の年金額を再評価する際の率の改正についてであります。こちらは学校医等の公務災害補償の条例及び規則の規定により市長と協議の上教育委員会が率を定めることになっておりますが、東京都の率の改正に準じ決定しているところでございます。この遺族補償年金等の額に準ずる率につきましても、東京都の率と同様の率にすることについて、市長に協議をお願いしましたところ、8月14日付で同意をいただきました。また、同内容につきましても8月17日に告示をさせていただきましたことを本日ご報告申し上げるものでございます。

改正率につきましてはその他報告（2）の資料に、期間の別、学校医及び学校歯科医、学校薬剤師の別に、経験年数別の乗ずる率が記載してございますので、後ほどご参照いただきたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○鈴木委員長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

小泉委員。

○小泉委員 学校医等の公務災害補償に関する条例、この条例に基づいて今まで適用されたような例はございますか。

○鈴木委員長 学校教育課長。

○田代学校教育課長 この条例に基づき適用された学校医等の方はいらっしゃいません。

以上でございます。

○鈴木委員長 小泉委員。

○小泉委員 それは本当によかったと思っております。

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

報告事項3、第43回市民体育大会ふれあい運動会について、報告事項4、郷土博物館の臨時休館について、以上2件は一括して報告をお願いいたします。

社会教育課長。

○村上社会教育課長 資料その他報告3をご覧ください。

第43回市民体育大会ふれあい運動会、市民運動会につきましては、9月30日午前9時から、上仲原公園野球場にて開催いたします。例年どおり自治会の協力を得ながら、紅白対抗と自由参加を中心に競技種目を構成しております。また、売店の出店も予定しており、本年度は春に行われましたうまかんべえ祭での入賞作品につきましても出店をお願いしております。アトラクションにつきましては、来年のスポーツ祭東京2013年のPRを意識して、ゆりーとダンスとスポーツチャンバラのデモンストレーション等を予定しております。裏面に参考資料といたしまして、各保育園、幼稚園に配布をいたしますチラシの写しを入れてございます。プログラムの内容、競技予定時間等につきましてはこちらをご参照いただきたいと存じます。

なお、正式な案内状及びプログラムにつきましては、後日別途ご送付させていただきます。

続きまして、資料その他報告4、郷土博物館の臨時休館についてでございます。お手元の資料でございますとおり、平成24年9月11日の火曜日から14日の金曜日までの4日間、収蔵している資料の燻蒸のため郷土博物館を臨時休館いたします。9月1日号の市報及びホームページ等での掲載並びに市内公共施設へのポスター掲示等で市民の皆様への周知を図りたいと存じます。

以上でございます。

○鈴木委員長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

報告事項5、スポーツ祭東京2013東大和市実施本部の設置について、本件の報告をお願いいたします。

社会教育部副参事。

○高橋社会教育部副参事 それでは、その他報告5について、ご説明します。

スポーツ祭東京2013東大和市実施本部の設置についてでございます。現在市の国体推進担当では、11月開催の国体ボウリング競技リハーサル大会の開催準備を進めております。11月1日から4日間行われます。ボウリング競技リハーサル大会の運営、審判、記録の実施につきましては、競技団体である東京都ボウリング連盟が担当いたします。そして、選手の誘導、観覧者への案内、会場整備、輸送、警備等の大会開催を支援する業務は市の職員やボランティアが担当することと考えております。大会期間中お世話になりますボランティアにつきましては、現在、ボランティア募集要綱に基づいて、広報、市報等で募集を行っているところでございます。

また、業務を担当する市では、庁舎に実施本部を設置して、組織的に職員を動員するため、このスポーツ祭東京2013東大和市実施本部設置要綱を制定いたします。

国体の開催は、その重要性や規模から、単独の執行機関や部署のみでの対応をすることは困難でありますので、市の組織を結集して取り組む必要があります。そのため、実施本部は執行機関の横断的な一体的組織として、市長の総合調整権に基づく一元管理のもと国体業務を効果的に進めてまいります。本日教育委員会で本要綱（案）をご説明し、制定の事務を進めたいと考えております。

それでは、お手元の要綱（案）をご覧ください。

まず1条で実施本部の設置を、第2条で組織について、実施本部の本部長に市長、副本部長は副市長と教育長とし、別表1にありますとおり、3班、総務班、輸送環境班、競技班の3班で、合計で9係で業務を担当してまいります。そして、第3条で事務分掌を定め、第4条で実施本部会議について、第5条で事務局について、第6条で雑則について規定しております。

実施本部の職員はリハーサル大会で1日50人程度で延べ187人を予定しております。

以上、実施本部を立ち上げましてリハーサル大会を円滑に進めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○鈴木委員長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

（発言する者なし）

○鈴木委員長 報告事項6、東京都のいじめ実態把握のための緊急調査の集計結果

について、本件の報告をお願いいたします。

指導室長。

○石井学校教育部参事兼指導室長 その他報告事項（6）につきまして、口頭で説明をいたします。

東京都教育委員会のいじめの実態把握のための緊急調査につきましては、前回の教育委員懇談会でご討議をいただきました。ありがとうございました。今回改めてご報告をいたします。

調査内容は、1. いじめと認知した件数といじめの疑いがあると思われる件数、2. いじめの疑いがあると思われる児童・生徒への対応状況です。7月18日付で学校にアンケート調査を発出し、各学校で児童・生徒が記入後、複数の教員で確認するように依頼をいたしました。また、いじめの疑いやいじめと認知した事案につきましては、緊急性を考慮し、対応時期や対応方法を検討した上ですぐに対応を図ることも依頼いたしました。そして、その結果につきましては、7月31日火曜日に東京都に報告をいたしました。

次に、アンケートの集計結果につきましてです。これは前回教育委員懇談会でご説明をしたものと同じ数字となります。今回の調査でいじめと認知した件数は、小学校が31件、中学校が4件、そのうち所管の教育委員会に既に報告している件数は、小学校が2件、中学校が4件、現時点でいじめと確認できないまでもほかの児童・生徒や周辺からの情報によりいじめの疑いがあると思われる件数は、小学校62件、中学校12件、そのうち保護者に状況等について連絡をしている件数は、小学校21件、中学校2件、また教員等が状況把握を含め対応中の件数は、小学校56件、中学校12件となります。今回の調査で重要なことは、いじめの疑いがあるような事案に対しましては、教職員が決して見逃さず、迅速な対応を行うことにございます。そのためには、児童・生徒からの情報を的確に把握し、多くの教員が研ぎ澄まされた感覚でいじめを見抜くことが必要となります。

以上でございます。

○鈴木委員長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

ないようですから、私から一点ですけれども、この集計結果について報告をしていただいて、本当によかったと思います。実態がよくわかって、実態に基づいた指導がなされると思いますし、何と言っても早期発見早期指導ですから、この

姿勢、基本的な姿勢はこれからも持続していただいて、各学校で対応していただきたい、お願いしたいと思います。

質疑を終了いたします。

これで、その他報告事項を終了いたします。

◎閉会の辞

○鈴木委員長 以上をもちまして、本日予定しておりました議事日程はすべて終了いたしました。

これをもって、平成24年第8回東大和市教育委員会定例会を閉会いたします。

午後 3時05分閉会

以上の会議の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

東大和市教育委員会委員長 鈴木 敏彦

会議録署名委員 土田 豊